

平成 27 年度

事業計画書

社会福祉法人 大口町社会福祉協議会

事 業 方 針

平成27年度は、社会福祉協議会にとって大きな変革期を迎え、組織自体の真価が問われることとなります。このため、社会福祉協議会の存在意義は、これまで以上に効果的かつ可視的な事業・法人運営の実践により、地域住民へ示すことが求められます。

新たに受託する「日常生活自立支援事業」については、判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活を営めるよう、適正なサービス提供と制度運用を実践します。

また、介護保険制度の改正に伴う新しい総合事業等への関わりについては、地域福祉部門と在宅福祉部門が一体となった「オール社協」の体制で取り組みます。

さらに、社会福祉法人制度見直しが検討される中、経営管理の強化を図り、透明性の高い事業経営や良質な福祉サービスの供給等、地域の社会資源の中心的な役割を果たせるよう努めつつ、以下の諸事業を推進して参ります。

1. 社協組織の充実と会員の拡大

「地域福祉」とは、高齢になっても障がいをもってもすべての人が、今まで大切にしてきた家族やつながり、地域との関係の中で暮らし続けていくことができるような地域社会を作っていくことです。

この地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会にとって、事業推進における自主財源確保は大変重要な役割を占めています。

- (1) 理事会、評議員会を開催し社協組織において情報の共有を図り、社協組織全体での研修会を開催、地域福祉についての理解を深め事業推進に努める。
- (2) 社会福祉協議会地域福祉活動強化計画の作成に努める。
- (3) 会員の確保と拡大を推進し、事業実施に必要な自主財源増収に努める。

*会員募集／7月～8月

一般会員 500円・賛助会員 1,000円・法人会員 3,000円

2. 広報・啓発活動

町民の方々に広報やホームページなどさまざまな媒体を通して社協情報を発信していきます。

- (1) 広報「社協だより」を年4回発行し情報提供の充実を図るとともに、「町広報」においても事業の啓発や案内を掲載し情報発信していく。

発行月 4月・7月・10月・1月

- (2) 公式ホームページを常時開設し、見やすい社協をこころがけ事業を公表、事業の利用及び参加・協力を働きかけていく。
- (3) 視覚障がい者への音訳サークルによるカセットテープ・CDを利用した「声の広報」サービス、点訳サークルによる点訳サービス及びバリアフリー化支援ソフトを使用したホームページから福祉情報を発信する。
- (4) 大口町ふれあいまつりにおいて「ふくしわくわくランド」を開催し、ボランティア団体とともに福祉のPRと啓発に努める。

3. ボランティア活動の強化と拡大

ボランティアの拡大を図るとともに、行政、NPO、市民活動団体、企業等他の機関との連携を図れるようコーディネートしていきます。

- (1) 町内児童センター等においてボランティアサークルによる出前講座を行い、活動の紹介や福祉教育の推進に努める。
- (2) 各種養成講座を開催し、ボランティアの育成やグループの補強及び支援を図る。
- (3) ボランティアセンター運営委員会、ボランティア連絡協議会合同研修を開催し、近隣市町の情報の収集と共有を図りボランティア活動の拡充に努める。
- (4) 「社協だより」にボランティアコーナー「ボランティア情報局」を掲載し、情報を発信する。
- (5) ボランティア登録団体への活動育成費を助成する。
- (6) ボランティア連絡協議会定例会を年6回開催し、情報の発信とボランティア相互の交流及び共通のテーマについての活動を支援する。
- (7) ボランティア保険の加入及び事故時等の事務手続きを行う。
- (8) 町内企業と連携を図り協働事業を行う。
- (9) ボランティア派遣依頼の調整を行う。
- (10) 地域防災の一端（ボランティア対策部）を担う社協として、大規模災害に備え関連団体等との情報共有と連携強化に努める。

4. 児童福祉

次世代育成としての子育て支援や小中学校での福祉教室、青少年ボランティア福祉体験学習事業を実施することにより、命の大切さや「ともに生きる」力を育くみながら、福祉の課題に気づき、地域社会とのかかわり・交流の中から、地域の一員としての自覚が芽生えるよう事業を推進していきます。

- (1) 町内小中学校と協働し福祉教室（福祉実践教室・総合学習）を実施する。
- (2) 子育て支援サークルに助成する。
- (3) おもちゃ病院「おおぐち」の活動を支援する。
- (4) 視覚障がいのある子育て中の保護者に対し、検診等の情報を点訳・音訳し情報の提供を行う。

- (5) 青少年等ボランティア福祉体験学習事業を実施する。
- (6) 民生委員児童委員が行うドアノッキング事業に協力し、赤ちゃん訪問時のお祝品をプレゼントする。
- (7) 子育てサロン「まむ・まむ」活動の支援を行う。
- (8) 親子や家族で参加できる福祉教室等を企画し、家族で福祉について考える機会を提供する。

5. 高齢者福祉

高齢者にかかる地域課題について専門機関、福祉施設、行政、地域関係者との調整を図りながら解決に向けた取組みを展開していきます。さらに高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる「地域づくり」の推進や要介護者に対する支援事業の拡大に努めていきます。

- (1) 民生委員児童委員、ボランティアの協力で80歳以上の単身高齢者・高齢者世帯を訪問し、おせち料理配布事業を実施する。
- (2) 町内対象者、施設入所者に対し「敬老の日」のお祝い品を贈る。
- (3) 介護者向け情報冊子「介護豆知識」を、対象世帯に配布する。
- (4) 弁護士による相談日を設ける。
- (5) 認知症の人やその家族の支援として、認知症カフェ「オレンジカフェ・大口」の運営を支援する。
- (6) 大口町高齢者軽度生活支援事業（ホームヘルパー）を受託する。
- (7) 大口町生きがい活動支援通所事業（デイサービス）を受託する。
- (8) 大口町はつらつ健康体操事業（いきいき教室）を受託する。

6. 障がい児者福祉

障がいがあってもいきいきと暮らしやすい地域にしていくことを目指し、専門家による相談事業の充実や外出支援、参加型事業の推進に努めています。

- (1) 大口町障がい者スポーツ大会運営委員会の企画運営で「障がい者スポーツ大会」を開催する。
- (2) 重度身体障がい者日帰り旅行を開催し、外出の機会を提供する。
- (3) 大口おもちゃ図書館「さくら」の活動を支援する。
- (4) 弁護士による相談日を設ける。

- (5) 大口町障害者等地域生活支援事業（移動支援事業）を受託する。
- (6) 精神障がい者を対象とするサロン「フリースペース れんげそう」の運営を支援する。

7. 母子父子福祉

ひとり親家庭対象の事業を実施し、生活課題や問題点について検討、相談事業の充実や教育における貸付事業の周知を図りながら、自立支援できる体制づくりを推進していきます。

- (1) ひとり親家庭夏休み日帰り旅行を開催し、親子のふれあいや親同士の交流の機会を提供する。
- (2) 母子家庭等に対する就業支援として「就業相談日」を月1回設ける。
- (3) 母子寡婦福祉会への活動支援及び会員拡大に努める。
- (4) 小学校、中学校、高等学校等入学のひとり親家庭を対象にお祝を贈る。
- (5) 母子寡婦福祉資金等貸付制度を紹介し生活を支援する。

8. ふれあいサロン事業

ふれあいサロンとは、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中の親子等が、地域住民やボランティアと一緒に、身近な場所で気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりを行う活動です。

ふれあいサロン事業は、サロン立ち上げの支援や活動費に対する助成を行いながら、地域の見守り活動や地域の活性化につながるよう運営についての相談や支援を行っていきます。

- (1) サロン設立初年度においての備品助成を行う。
- (2) サロン開催実績回数（上限24回）に対し助成を行う。
- (3) サロンに対する行事用保険の加入手続きを行う。
- (4) サロン活動で必要な備品の貸出を行う。
- (5) サロンのPRや広報等ちらしを作成し活動を支援する。
- (6) 各サロンが一同に会し情報交換できる「ふれあいサロン交流会」を開催する。

サロン一覧

種別	名称	場所	開催日	設立
障がい	れんげそう	健康文化センター 4F 和室	第2第4木曜日 13:00～16:00	H24年7月
傾聴	わらおうかい 笑桜会	老人福祉センター 憩い処 さくら屋	第3火曜日 13:00～15:00	H25年6月
子育て	まむ桜まむ	健康文化センター 2F おもちゃ図書館	毎週火曜日 10:00～12:00	H25年4月
地域全般	外坪 ほっこり	外坪学習等共同利用 施設1F	第2・第4水曜日 9:00～12:00	H25年2月
地域全般	大屋敷新田 いっぷく茶屋	新田集会所	第1土曜日 9:30～11:30	H25年4月
地域全般	さつきヶ丘 サロンさつき	さつきヶ丘 防災センター	毎週水曜日 10:00～16:00	H21年
地域 高齢者	上小口萩島 ちゅうこうじ 茶々会	萩島集会場	第2土曜日 13:30～16:00	H17年
地域 高齢者	さつきヶ丘 げんきかい 元気会	さつきヶ丘 防災センター	第1金曜日 第3火曜日 13:00～15:30	H20年
認知症等 高齢者	オレンジ カフェ・大口	生きがい活動 支援センター	第3木曜日 13:30～15:30	H27年4月

9. 福祉関係団体の育成・助成

町内福祉団体や広域福祉団体に対し助成金を交付し事業の推進を図る。

団 体 名	金 額
身体障害者福祉協会	450,000円
心身障害児（者）親の会	110,000円
更生保護女性会	10,000円
遺族会	380,000円
母子寡婦福祉会	80,000円
保護司会	10,000円
しらゆり会大口支部 (尾北地域精神障害者家族会)	20,000円
尾北地域精神障害者家族会	20,000円
尾北地区聴覚障害者福祉協会	10,000円

10. 共同募金

共同募金運動への理解・協力を高めるため、募金の意義についての周知を図り、財源の充実と事業の拡大を進めています。

- (1) 大口町共同募金委員会運営委員会を年3回開催し、共同募金事業計画を策定しその推進を図る。
- (2) 共同募金配分金事業の推進と充実を図る。

- (3) 共同募金配分金事業を広くPRをし、協力事業所の拡大と、住民の認識を高める。
- (4) 町内店舗、町民体育祭において協力団体による街頭募金を実施する。
- (5) 募金機能付自動販売機の設置推進を図り募金活動の普及に努める。
- (6) 災害復興義援金の窓口を設置し募集を行う。

11. 貸付事業

安定した生活を図るために他の資金の借り入れが困難な所得の低い世帯や、障がい者・高齢者の方を含む世帯にご利用いただく貸付事業を行います。

さらに、貸付世帯に対する貸付後の訪問や相談支援を行いながら、償還指導を包括的に行います。

(1) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金調査委員会による審査後、愛知県社会福祉協議会へ申請する。

*総合支援資金

*教育支援資金

*不動産担保型生活資金

*福祉資金

(2) 県くらし資金（愛知県社会福祉協議会 原資 200,000円）

(3) 町くらし資金（大口町社会福祉協議会 原資 2,000,000円）

(4) 緊急一時貸付等

12. 相談事業

専門機関や専門知識を持つ相談員による相談窓口を開設し、日常生活の悩みごとや地域における問題解決のための相談を行います。

(1) 心配ごと相談所

第1水曜日・第3水曜日 午前10時から午後3時30分

県母子自立支援員、県女性相談員

第4水曜日 午後1時30分から4時30分

高齢者や障がい者についての弁護士による法律相談

(2) 総合福祉相談窓口常設

13. 日常生活自立支援事業

専門員による相談窓口を開設し、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

- (1) 福祉サービス利用に関する相談・情報提供や手続きの支援
- (2) 日常的な金銭管理サービス
- (3) 書類や通帳等の預かりサービス

14. 貸出事業

町民、行政区、学校、企業などを対象に各種貸出サービスを行います。

目的

地域コミュニティ・日常生活用具・外出支援・福祉教育・団体活動支援

- (1) 車椅子
- (2) 松葉杖
- (3) 福祉車両
- (4) 編菓子機
- (5) ポップコーン機
- (6) 福祉教材(点字器・高齢者疑似体験セット・ビデオ)

15. 在宅福祉サービス3事業所の経営

介護保険法や障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための介護サービスのほか、独自サービスや行政からの委託事業などを実施し、在宅福祉を支えていきます。

- (1) 大口社協居宅介護支援事業所（介護・介護予防）
- (2) 大口社協訪問介護事業所（介護・介護予防・障害福祉サービス・移動支援・独自・委託事業）

- (3) 大口社協デイサービスセンター（介護・介護予防・独自・委託事業）
- (4) 毎月経営会議を開催し、経営強化に努める。
- (5) 介護職員への研修会や勉強会を開催し、スキルアップやサービスの質の向上に努める。

16. 防災・災害事業

防災・災害に関する啓発活動や、ボランティア団体等と協働し、災害救援や防災のノウハウを広めながら、町民の防災意識の高揚を図っていきます。

- (1) 大口町防災啓発事業を受託する。
- (2) ボランティア団体とともに大口町防災訓練において、ボランティアブースを担い各種訓練等を実施する。
- (3) 防災・災害に関する講演会を開催し地域の防災意識の高揚と、防災力の向上を図る。
- (4) ボランティア団体とともに防災・災害に関する講座及び訓練を実施し、災害ボランティア指導者を養成する。
- (5) 岩手県遠野市社協との相互応援協定締結により災害時相互応援協定継続事業を実施する。

17. 福祉関連事業

- (1) 福祉事業功労の顕彰や講演会等を開催する。
- (2) 点字投票制度への協力を行う。
- (3) その他社会福祉事業に必要な事業を推進する。